

議案第 5 号

富山地域合併協議会会議傍聴規程について、次のとおり提出する。

平成 1 5 年 4 月 1 1 日提出

富山地域合併協議会
会 長 森 雅 志

富山地域合併協議会会議傍聴規程について

富山地域合併協議会会議運営規程第 7 条第 2 項の規定により、会議の傍聴に関し必要な事項について会議に諮りたいので、別紙のとおり提出する。

富山地域合併協議会会議傍聴規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、富山地域合併協議会及び市町村建設計画策定委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

（傍聴の手続）

第2条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

（傍聴人の定数）

第3条 傍聴人の定数は、会議の会場の規模等に応じて、会議の長がその都度定める。

（傍聴できない者）

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 銃器その他の危険なものを持っている者
 - (2) 酒気を帯びていると認められる者
 - (3) 異様な服装をしている者
 - (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
 - (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器類を持っている者
 - (6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者
- 2 児童及び乳幼児は、傍聴することができない。ただし、会議の長の許可を得た場合は、この限りではない。

（傍聴人の守るべき事項）

第5条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言動に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) 鉢巻、腕章等の類をするなど示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れる行為又は不体裁な行為をしないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

（写真等の撮影及び録音等の禁止）

第6条 傍聴人は、傍聴席において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会議の長の許可を得た場合は、この限りではない。

（職員の指示）

第7条 傍聴人は、すべて職員の指示に従わなければならない。

（傍聴人の退場）

第8条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

（違反に対する措置）

第9条 傍聴人がこの規程に違反するときは、会議の長はこれを制止し、この命令に従わないときは、必要な措置を講ずることができる。

（委任）

第10条 この規程に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会議の長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年4月 日から施行する。